令和６年１月

保護者の皆様

大津市立下阪本小学校
校長　　岡本　幸一郎

非常変災時（「暴風警報」発令等）における措置について(お知らせ)

大寒の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、本校教育の推進に格別のご理解、ご支援を賜り誠にありがとうございます。
さて、大津市教育委員会の市立学校園における気象警報発令時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準にのっとり、児童の安全を期したいと考えております。つきましては、ご家庭におかれまして、テレビ、インターネット等の情報をご確認いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

１　テレビ放送等で用いられる**「下阪本小学校区が含まれる地域の名称」**について

「滋賀県（全域）」、「滋賀県南部」、「近江南部」、「大津市南部」の４つの地域名称には、いずれも下阪本小学校区が含まれます。

２　**「気象（暴風を含む警報、特別警報）」における措置**

（１）　当日の**午前７時**の時点で**暴風を含む警報**が発表されている場合は、その日は臨時休業となります（テレビ放送等での臨時休業の字幕やアナウンスはありません）。

（２）　当日の**午前７時**の時点で**特別警報**が発表されている場合は、当該地域についてはその日は臨時休業となります（テレビ放送等での臨時休業の字幕やアナウンスはありません）。

（３）　児童が登校後、「暴風警報」（暴風を含んだ警報）、「特別警報」が発令された場合または発令される予測がある場合には、通学路の状況を考え、終業時刻（下校時刻）の繰り上げを行うことがあります。

（４）　当日の午前７時を基準とする前後の時間帯に、暴風を含む警報、特別警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて、臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行うことがあります。

〇大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
〇土砂災害警戒情報が発表されている。
〇避難情報が発表され、下阪本小学校に避難所が開設されている。
〇その他、大雨や大雪等の影響により、児童の安全確保が難しい場合。

※裏面もご確認願います。

３　「地震」発生時における措置

前日の児童の下校完了時刻から当日の午前７時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度５弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業となります。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて平常どおりの授業を行います。

４　「武力攻撃事態」等における措置

前日の児童の下校完了時刻から当日の午前７時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業となります。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて平常どおりの授業を行います。

５　「熱中症」における措置

（１）　「暑さ指数」が３１度以上の場合は、空調施設のある場所で活動します。

（２）　空調設備がない場所において「暑さ指数」が２８度以上３１度未満の場合は、健康観察やこまめな水分補給を行い、激しい運動や体温が上昇しやすい活動を避けます。

（３）　学校生活の熱中症対策については「大津市小中学校における熱中症対策ガイドライン」によるものとします。

（４）　「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断します。

６　連絡方法について

（１）　表面２－（１）・（２）に関しましては、学校からご家庭への連絡はしません。テレビ放送等をご覧ください。

（２）　表面２－（３）・（４）に関します保護者の皆様への連絡につきましては、ご登録いただいております tetoru とホームページ掲載により、即時、お知らせします。

（３）　上記３・４の臨時休業の場合は、学校からご家庭への連絡はしません。テレビ放送等をご覧ください。平常どおりの授業を行う場合のみ、連絡いたします。

７　その他

（１）　保護者がお勤めなどで家におられない場合などは、その対応についてお子さんと十分に話し合っておいてください。

（２）　台風等で学校が臨時休業となる場合など、担任から、翌日の学習や持ち物について連絡がない場合は、時間割どおりの準備で登校させてください。